生鮮食料品価格・販売動向調査における 民間競争入札実施要項(案)

- 1 生鮮食料品価格・販売動向調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべ き質
 - (1) 生鮮食料品価格・販売動向調査の概要等

生鮮食料品価格・販売動向調査は、生鮮野菜の小売段階における国産標準品、 高付加価値品(有機栽培品、特別栽培品)、輸入品別の価格及び販売数量の動向 を把握することにより、国内農業を振興するための各種施策に必要な基礎資料を 得ることを目的としている。

なお、従来の調査は農林水産省地方統計組織を通じて実施している。調査員が 調査客体を直接訪問して1年分の調査票を調査客体(小売店舗)へ年1回直接配 付するとともに、調査期日及び調査票の回収期日の連絡、督促等を行い、調査客 体が、自ら記入した調査票を農林水産省地方統計組織(統計・情報センター、以 下「統計・情報センター」という。)へ3ケ月分まとめて四半期ごとに郵送する 方法で実施してきている(別紙1)。

ア 調査の対象

主要15都市に所在する生鮮野菜を取り扱っている「百貨店・総合スーパー」、「各種食料品小売業で従業者10人以上」及び「野菜・果実小売業で従業者5人以上」の、セルフサービス店を営む事業所のうちPOSシステムを導入している店舗。

イ 調査の規模

調査客体数:130店舗

なお、調査対象都市別の調査客体数は以下のとおりである。

都市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	東京都特別区	横浜市	川崎市	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市	合計
調 査店舗数	7	5	4	3	38	12	4	4	9	7	11	8	6	6	6	130

(参考)

・セルフサービス店: 客が自分で自由に商品を取り集め、レジで一括して代金を支払う形式 を採用している店舗のこと。

・POSシステム : 小売店のレジにコンピュータを組み込み、店頭での販売時点における 商品情報等がリアルタイムに把握できるシステムのこと。

ウ 調査時期

調査の期日:毎月12日を含む週の木曜日(定休日の場合は金曜日)。

ただし、調査の期日に特売を行う品目があった場合は、品目ご とに12日を含む週のうち、調査客体で実際に販売する平常の価 格である日のいずれか1日を調査対象日とする。

調査票の回収期日:1月~3月分を3月末日、4月~6月分を6月末日、7 月~9月分を9月末日、10月~12月分を12月末日(回収期日以降督促を実施)。

工 調査事項

生鮮野菜21品目の国産品(国産標準品、有機栽培品、特別栽培品)及び輸入品別の販売数量及び販売金額(下表参照)。

(調査項目)

(調査場日)		販 売	区 分		
品目	国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品	備考
	販売数量 販売金額	販売数量 販売金額	販売数量 販売金額	販売数量 販売金額	
だいこん	0	0	0	_	ラディッシュを除く
にんじん	0	0	0	0	金時にんじん、ミニ キャロットを除く
ごぼう	0	0	0	0	
はくさい	0	_	0	_	結球はくさい
キャベツ	0	0	0	_	芽キャベツを除く
ほうれんそう	0	0	0		
ねぎ	0	0	0	0	白ねぎ
ブロッコリー	0	<u> </u>		0	
レタス	0	_	0		結球レタス
きゅうり	0	0	0	_	
かぼちゃ	0	_	0	0	ズッキーニを除く
なす	0	0	0	_	長なすを含む
トマト	0	0	0	_	ミニトマトを除く
ミニトマト	0	0	0	0	トマトを除く。プチト マトを含む
ピーマン	0	0	0	_	緑のもの
ばれいしょ	0	0	0	_	
さといも	0	_	0	0	八頭を除く
たまねぎ	0	0	0	0	葉たまねぎを除く
にんにく	0		0	0	茎、葉を除く
しょうが	0	_	0	0	根しょうが
生しいたけ	0	_	_	0	

(参考)

- ・国産標準品:国内生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法について特段の差別化を 図っていないもの。
- ・有機栽培品:有機JASマークが貼付されたもの。
- ・特別栽培品:「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づき表示されている商品 や、特別な栽培方法により通常のものに比べて品質、安全等の価値を付し たもの。

オ 調査の流れ

(7) 調査客体の選定及び調査内容の説明

調査客体は継続を原則とするが、既存調査客体の脱落により選定替えする場合は、調査員が地方統計組織から貸与された都市別母集団名簿を用いて代替候補となる店舗を選定する。その際には、POSシステムの導入、国産標準品のほか有機栽培品、特別栽培品(後述)及び輸入品の取扱い(以下「並列販売」という。)の状況等について調査員が事前に店舗側に確認した上、調査への協力が得られた店舗について、新規調査客体に選定している。

調査員は、新規調査客体に対しては、調査開始前に調査票(1年分)、「生 鮮食料品価格・販売動向調査 調査票の記入の仕方」、還元資料及び返信用 封筒を配布するとともに、調査の主旨、調査内容等について説明を行う。

なお、前年からの継続客体に関しては、調査票及び返信用封筒を調査開始 前に配布している。

(イ) 調査日の連絡、照会対応及び督促

調査員は、調査客体に対して毎月12日を含む週の月曜日にウの調査期日について連絡を行い、ウの回収期日の1週間前に調査票の提出を依頼する電話連絡を行う。また、統計・情報センターから回収日を過ぎても調査票が届かない調査客体について連絡を受けた場合、調査客体へ督促の電話連絡を行う。

なお、調査客体からの照会については、調査票への記入方法等の簡易な事項については調査員、それ以外の事項については統計・情報センターで対応 している。

(ウ) 調査票の審査及び報告

調査客体が記入、郵送した調査票は統計・情報センターが回収する。統計・情報センターは回収した調査票を審査し、疑義があった場合は調査客体に連絡の上、必要に応じて報告値を修正する。審査が終了した調査票はエクセルファイルに入力し、農林水産省消費統計室(以下、「本省消費統計室」という。)にメール報告する。

(エ) 調査票の集計、公表

本省消費統計室は、(ウ)により報告されたエクセルファイルを審査し、疑義があった場合は統計・情報センターに連絡の上、必要に応じて報告値を修正する。審査が終了したエクセルファイルは速やかに集計を行い第1報結果表及び報告書統計表を作成の上、第1報(年4回)及び報告書(年1回)を公表する。

(オ) 調査客体への謝金支給

農林水産省地方統計組織は、1年間の調査終了後、調査客体に謝金を支給 している。

(2) 生鮮食料品価格・販売動向調査に係る請負業務の内容

請負業務は、生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備(調査客体の選定、調査関係用品の印刷)、調査票の配付・回収、督促、照会対応、審査(疑義

照会)、集計、第1報結果表及び報告書統計表の作成である(別紙2)。

ア 業務期間

平成20年11月1日(契約後)から平成23年2月末日までとする。

- イ 農林水産省からの貸与物件(提供時期)
 - ① 調査関係用品の印刷原稿(契約後)(別紙3「調査客体配付用品一覧」参照)

なお、調査関係用品の見本については入札説明会において提示する。

- ② 都市別母集団名簿(契約後)
- ③ 平成20年調査客体リスト(契約後)
- 4 登録調査員名簿

農林水産省が調査員調査の実施に当たって登録している調査員の氏名、住所、電話番号等の情報を記載したもの。民間事業者が調査を実施するために 農林水産省に調査員の紹介を求めた場合、情報提供に同意した調査員の名簿 を貸与する。

- ⑤ 統計部長の公印の印影 (契約後) 「調査ご協力のお願い」に押印するためのもの
- ⑥ 照会対応事例集(契約後)
- ⑦ 第 1 報結果表及び報告書統計表の様式 なお、様式については入札説明会において提示する。
- ⑧ 審査事項一覧表 入札説明会において提示する。

ウ 業務内容

(ア) 業務実施上の注意

本業務は次の各工程からなる。

- ① 実査準備(調査客体の選定、調査客体への協力依頼、調査関係用品の 印刷等)
- ② 実査 (調査関係用品の配付、調査客体からの照会対応、調査票の回収・督促)
- ③ 審査 (調査票の審査、調査客体への照会)
- ④ 集計、第1報結果表の作成・審査
- ⑤ 報告書統計表作成
- ⑥ 調査客体への謝礼

注:②~④は四半期ごとに実施。ただし、「調査関係用品の配付」は年1回でも構わない。

- ・本業務の実施に当たり、作業フロー及び作業体制を明確にすること。
- ・本業務の実施に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請が あった場合は認めること。
- ・本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールについて策定し、農林水産 省と調整すること。
- ・事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めるこ

ہ ع

- ・本業務の実施に当たり、守秘義務や調査内容について十分理解できる研修 を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては事前に農林水産省 の了解を得ること。
- (イ) 調査客体の選定、調査客体への協力依頼(11月(契約後)~12月)
 - ① 12月1日現在の調査客体に対して、翌年の調査への協力依頼及び調査 の継続の意向の確認を行う。
 - ② 翌年の調査への協力が得られない調査客体については、代替えの調査 客体を選定する。

選定に当たっては、農林水産省が貸与する都市別母集団名簿を使用する。また、POSシステムを導入し、並列販売が多い事業所を重点的に 選定する。

また、選定した事業所に対して、調査の趣旨、調査内容等の説明を行うとともに、調査への協力依頼を行い都市別調査客体数を確保する。

③ 翌年の調査への協力が得られた調査客体について、事業所名、所在地等の必要事項を調査客体リスト(別紙4)に記入し、12月20日(ただし、報告日が休日の場合はその翌日とする。以下同じ。)までに農林水産省に提出すること。

なお、調査期間中に調査の継続が困難となった調査客体については、 速やかに代替の調査客体を選定し、1(1)イに示す都市別調査客体数を 確保するとともに、調査客体リスト(別紙4)を用いてその内容を報告 する。

- (ウ)調査関係用品の印刷(11月~12月)
 - ① 本業務の実施に当たり、調査客体に送付する調査関係用品を農林水産 省が貸与した見本を基に印刷・作成すること。
 - ② 各調査関係用品の印刷部数は、農林水産省が提示する調査客体数を基数とすること。(別紙3「調査客体配付用品一覧」の積算内訳を参考にすること)。
 - ③ 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省に印刷仕様(紙質、 色など)を提示し了解を得ること。
 - ④ 各調査関係用品の印刷の留意点

影は赤とする)。

- ・調査票及び調査票の記入の仕方 農林水産省が提示する原稿を基に作成すること。
- ・調査のご協力のお願い 統計部長名の公文書とする。 印刷する公印の印影は、農林水産省が貸与するものを使用すること(印
- ・送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合) 印刷原稿を作成する。実施機関名は「農林水産省生鮮食料品価格・ 販売動向調査事務局」とすること。

- ・返信用封筒(調査票返信用)印刷原稿を作成する。実施機関名は「農林水産省生鮮食料品価格・販売動向調査事務局」とすること。
- (I) 調査関係用品の配付(毎年12月~1月上旬)

民間事業者は(イ)で選定した調査客体に対し、調査実施に当たっての注意事項等を説明するとともに、調査票、返信用封筒、調査票の記入の仕方等の必要資料を配付する。

- ・調査実施に当たっての注意事項の説明や調査関係用品の配付の方法、 頻度については、民間事業者の創意工夫により設定し、4(2)イの企画 書にその具体的な内容を書き込むこと。
- ・調査の実施に当たって、農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合、国は民間事業者に対してイ④に示す登録調査員名簿を貸与する。 なお、調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業 者の責任において対応する。
- ・郵送による場合は信書便により送付すること。
- (オ) 調査対象日、提出期限の確認

民間事業者は調査を円滑に進めるため、調査客体に対して調査対象日及び調査票の提出期限の確認を行うとともに、調査票への記入及び提出を依頼する。なお、調査対象日の確認は毎月、調査票の提出期限の確認は四半期に一度行う。

- (カ) 調査票の回収・督促(年4回)
 - ① 調査票は郵送のほか、FAX等により回収することができる。
 - ② 指定した期日までに調査票が提出されない調査客体に対し督促を行う。 また、調査票の回収状況等について「生鮮食料品価格・販売動向調査 調査票回収・督促状況」(別紙5)を調査票の回収月ごとに作成し、(ク) に示す調査票ファイルと併せて農林水産省へ提出すること。
- (キ)調査票の審査、調査客体への照会 (年4回)

報告された調査票の内容について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき価格の妥当性等の審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、その結果を「生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会状況」 (別紙6)に取りまとめるとともに、報告値を修正する。

(ク) 調査票の電子化 (調査票ファイルの報告) (年4回)

審査を終了した調査票により、都市別に「生鮮食料品価格・販売動向調査票ファイル(以下「調査票ファイル」という。)」を作成する。作成した調査票ファイルは調査票と照合確認の上、調査票とともに1月~3月分は4月10日、4月~6月分は7月10日、7月~9月分は10月10日、10月~12月分は翌年1月10日までに農林水産省に提出する。

なお、調査票ファイルの書式については入札説明会において提示する。

- (ケ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応 (随時)
 - ① 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。

② 調査全体及び調査項目に関する問い合わせの対応については、農林水産省が貸与する照会対応事例集に基づいて、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、農林水産省の了解を得ること。

なお、照会対応事例集については入札説明会において提示する。

- ③ 問い合わせ、苦情等対応業務を行う者に対しては、事前に本業務の内容を充分理解させること。
- ④ 問い合わせ、苦情等の対応状況を「生鮮食料品価格・販売動向調査 問い合わせ・苦情等対応状況」(別紙7)に取りまとめ、農林水産省に 提出すること。

(3) 第1報結果表(年4回)

(ク)で作成した調査票ファイルを月別・品目別に集計し、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき集計値の妥当性等の審査を行う。審査終了後、農林水産省が四半期ごとに公表する「全国の主要都市における主要野菜の小売価格・販売動向結果表」(以下「第1報結果表」という。)の電子ファイルを作成し、1月~3月分は4月22日、4月~6月分は7月22日、7月~9月分は10月22日、10月~12月分は翌年1月22日までに農林水産省に電子メールにより提出すること。

また、第1報結果表ファイルの書式等については入札説明会において提示する。

(サ) 報告書統計表の作成 (年1回)

(ク)で作成した1月から12月分までの調査票ファイルを集計し、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき集計値の妥当性等の審査を行う。審査終了後、農林水産省が年1回公表する「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」に掲載する統計表(以下「報告書統計表」という。)の電子ファイルを作成し、調査年の翌年2月15日まで農林水産省に提出すること。

また、報告書統計表ファイルの書式等については入札説明会において提示する。

- (シ) 第1報結果表及び報告書統計表の作成に当たっての留意点
 - ① 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因 を調査し、必要に応じてデータの修正を行うこと。
 - ② 農林水産省が調査票データ、集計データ等の確認を求めた場合は応じること。

(ス) 調査客体に対する謝礼

(イ)で選定した調査客体に対し、1年間の調査終了後、謝礼として謝金又は報奨品を支給すること。謝金の支払は口座振込による。また、謝金を調査客体の口座に振込した証明、報奨品を配付した証明を農林水産省に提出すること。なお、謝金又は報奨品の支給に係る業務(謝金の単価設定、調査客体への振込口座の確認、報奨品の選定、諸経費の負担等)については民間事業者が行う。

エ 情報セキュリティ管理

- ・本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルについては4(2)イの企画書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること。(特に、調査票、都市別母集団名簿、調査客体リスト、登録調査員名簿、調査票ファイルについては細心の注意を払うこと。)
- ・調査関係用品、納品物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子 媒体類は契約終了時までに粉砕等により廃棄すること。
- ・情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、農林水産省に報告し、 今後の対応方針について協議すること。
- オ 納品物件(納品時期)(ウ 業務内容との対応) 電子ファイル及び紙媒体で納品すること。
 - ・全調査関係用品 5セット (紙媒体・印刷終了時)

(全調査関係用品とは、調査票、調査票の記入の仕方など、別紙3「調査客体配付用品一覧」に掲げる印刷物を一つにまとめたものを1セットとしたもの。)農林水産省の執務用・保存用として保管する。

- ・調査客体リスト(調査年前年の12月20日)
- 審査済み調査票及び審査済み調査票ファイル(1~3月分:4月10日まで、4~6月分:7月10日まで、7~9月分:10月10日まで、10~12月分:調査年の翌年の1月10日まで)
- ・第1報結果表ファイル、月別・都市別調査票回収率及び販売区分別水準実績 (1~3月分:4月22日まで、4~6月分:7月22日まで、7~9月分:10 月22日まで、10~12月分:調査年の翌年の1月22日まで)
- 報告書統計表ファイル(調査年の翌年の2月15日)
- (3) 業務受託に関する留意事項
 - ア 民間事業者は前記(2) ウで示した本業務を実施するために、調査関係書類を 厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要 な設備と場所を用意する。
 - イ 民間事業者は「農林水産省生鮮食料品価格・販売動向調査事務局」という名 称を用いて督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び農林水産省の受 託事業である旨は、調査客体へ配付する「調査のご協力のお願い」に明記する。

また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先を農林水産省に報告すること。

- ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務履行時間内(平日の9:00~18:00)においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。
- (4) 契約金額の支払について

農林水産省は、民間事業者による業務終了後、7(1)アに示す民間事業者からの報告等により、適正な実施がなされたことを確認し、年度ごとに契約金額

を支払う。

- (5) 業務遂行に当たり確保されるべき質本業務を実施するに当たって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととする。
 - ア 本業務の実施に当たり、1(2)ウ(7)で示す各工程毎に策定し、あらかじめ 農林水産省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施す ること。
 - イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、農林水産省が貸与する照会対応事例集に沿って対応すること。
 - ウ 一連の業務(督促業務等)を通じ、各月の基準日(1(2)ウ(コ)に定める提出期日)における調査票の回収率が平成19年調査の実績値を基に定めた月別目標率(70%)、年間平均回収率が年間目標率(77%)を上回らなければならない。
 - エ (2) ウ(コ) の第 1 報結果表及び(2) ウ(サ) の報告書統計表について報告期日を 厳守するとともに、集計を確実に行うこと。
 - ・ウ及びエの実績値について、次の①~④のいずれかに該当する場合は、各年 ごとに事業報告書において、実績値を下回った要因について分析し報告する。 ①~④のいずれにも該当しない場合は、この分析・報告は必要としない。
 - ① ウについて、月別の回収率が月別目標率を下回った月が4ヶ月以上あった場合。
 - ② ウについて、年間回収率が年間目標率を下回った場合。
 - ③ エについて、1年間の報告遅延回数が合計2回以下、遅延日数が合計4日以下であること。
 - ④ エについて、1年間の(2)ウ(シ)①によるデータ修正回数が合計5回以下であること。
- 2 生鮮食料品価格・販売動向調査の契約期間 契約期間は、平成20年11月(契約後)から平成23年2月末日までとする。
- 3 民間競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
 - (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しないものであること。(なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)

- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 「農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等 措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の調査・研究において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

4 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

ア 入札公告平成20年8月下旬頃イ 入札説明会平成20年8月下旬頃

ウ 入札説明会終了後の質問期限 平成20年9月上旬頃

工 入札書類提出期限 平成20年9月中旬頃

オ 入札書類の評価 平成20年10月中旬頃

カ 開札 平成20年10月下旬頃

キ 契約の締結 平成20年10月下旬頃

ク 業務の引継ぎ 平成20年11月上旬から

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札説明会に参加した者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、 農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールに より行い、質問内容及び農林水産省の回答は入札説明会に参加したすべての者 に公開することとする。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類(以下「企画書」という。)及び別紙8「評価項目一覧」の企画書項番号欄に該当する企画書の項番号を記載したものを提出することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (7)本業務実施計画
- (イ) 実施体制・役割分担
- (ウ)組織及び本業務従事予定者の専門性
- (I) 本業務遂行のための経営基盤、管理体制、設備・環境
- (オ) 本業務従事予定者の研修
- (カ) セキュリティ対策
- (キ)調査関係用品の印刷・配付
- (ク)調査客体の選定、調査への協力依頼
- (ケ)調査票の回収、督促
- (コ)調査票の審査
- (サ)問い合わせ・苦情等対応
- (シ)調査票ファイルの作成、集計及び報告
- (ス) 第1報結果表及び報告書統計表ファイルの作成及び報告

5 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価においては、外部有識者(評価者)による審査も行うこととする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定(詳細は別紙8「評価項目一覧」 参照)

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか(必須項目として評価する)、また、効果的なものであるか(加点として評価する)について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の1から3の必須項目(最低限の要求項目)を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

- 1 実施計画
 - 1. 1 実施計画
 - ・実施計画 (スケジュール) は、農林水産省の示す要件が満たされているか。
- 2 実施体制
 - 2. 1 実施体制、役割分担、設備·環境
 - ・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制 が確立されているか。
 - ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
 - ・支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか。
 - ・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、 インターネット等)について十分な体制が用意されているか。

- 2. 2 組織及び本業務従事予定者の専門性
 - ・本業務従事予定者は、我が国の食料・農林水産業についての知識を有 しているか。

2.3 本業務従事予定者の研修

- ・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか。(生鮮食料品価格・販売動向調査について、秘密の保護についてなど)
- 2. 4 セキュリティ対策
 - ・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか。 (1(2)エ「情報セキュリティ管理」参照)

3 個別業務の実施方法

- 3. 1 調査準備、調査客体の選定、調査への協力依頼
 - ・調査客体の選定、調査への協力依頼についての手順が具体的に示されているか。
- 3.2 調査票の回収及び督促
 - ・調査票の回収、督促及び審査についての手順が具体的に示されている か。
- 3.3 調査票の審査
 - ・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか。
- 3. 4 問い合わせ・苦情等対応
 - ・問い合わせ・苦情等の対応についての手順が具体的に示されている か。
- 3.5 調査票ファイルの作成、報告及び集計
 - ・調査票ファイルの作成、報告及び集計についての手順が具体的に示されているか。
- 3.6 第1報結果表及び報告書統計表ファイルの作成及び報告
 - ・第1報結果表及び報告書統計表ファイルの作成及び報告についての手順が具体的に示されているか。

イ 加点項目審査

上記アで合格になった入札参加者に対して、次の1から3の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画 提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により O 点から 3 点を付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点の算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 審査基準

評価	評 価 内 容	得点
Α	非常に優れている	3
В	優れている	2
С	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

1 実施計画

- 1. 1 実施計画
 - ・業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか。「加重4]

2 実施体制

- 2. 1 実施体制、役割分担、設備・環境
 - ・統計調査に精通した責任者はいるか。[加重1]
 - ・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。[加重1]
- 2. 2 組織及び本業務従事予定者の専門性
 - ・電話による督促、問い合わせ、苦情対応等の業務を行うに当たっては、 テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することになっ ているか。[加重 1]
 - ・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内 容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。[加重3]
 - ISO9001の認証を受けているか。

実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。

この項目に限り得点配分は以下のとおりとする。

認証を受けていない 0点 認証を受けている 6点

- 2.3 本業務従事予定者の研修
 - ・研修計画に工夫がみられるか(方法、研修時間など)。[加重1]
 - ・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫があるか。[加重 1]
- 2. 4 セキュリティ対策
 - ・プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証と同等以上の情報処理の手法を確立しているか。[加重 1]
 - ・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。[加 重 1]
- 3 個別業務の実施方法
 - 3. 1 調査準備、調査客体の選定、調査への協力依頼
 - ・必要な要件(POSシステムの導入、並列販売等)を満たす調査客体を 効果的に選定するための工夫がみられるか。[加重2]

- ・調査客体に調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫がみられるか。[加重3]
- ・調査客体の継続的な調査協力を得るための具体的な工夫がみられるか。 〔加重 2〕
- 3.2 調査票の回収及び督促
 - ・調査票の回収率を高めるための工夫がみられるか。[加重4]
- 3.3 調査票の審査
 - ・審査を迅速・的確に行うための工夫がみられるか。[加重4]
- 3. 4 問い合わせ・苦情等対応
 - ・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか。[加重2]
- 3.5 調査票ファイルの作成、報告及び集計
 - ・調査票ファイルを正確・迅速に作成・集計するための工夫がみられる か。[加重4]
 - ・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。[加重1]
- 3.6 第1報結果表及び報告書統計表ファイルの作成及び報告
 - ・第1報結果表及び報告書統計表ファイルを正確・迅速に作成・集計する ための工夫がみられるか。[加重3]
 - ・第1報結果表及び報告書統計表ファイルの誤送信を防ぐための工夫がみられるか。[加重1]

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ②別紙 8 「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべて満たしていること。

イ 総合評価点の計算

総合評価点=技術点+価格点

技術点=基礎点+加点(※1)

価格点=価格点の配分(※2)×(1一入札価格÷予定価格)

- ※1:評価項目の得点は基礎点と加点の2種類に分かれており、その合計に て評価項目ごとの得点が決定される。(得点配分は別紙8「評価項目一 覧」の「得点配分」欄を参照)
- ※2:技術点の配点と価格点の配点はウのとおりとする。

ウ 得点配分

技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を100点、実施体制、実績を評価する項目の配分を100点とする。

技術点	200点
価格点	100点

(3) 評価の手続き

ア 技術点の算出

まず、別紙 8「評価項目一覧」の「(項番 1 ~ 3)」の、評価項目が必須の「企画書項番号」に提案書の項番号が記入されていることを確認し、項番号が記入されていない場合は不合格とする。

基礎点は、別紙8「評価項目一覧」に記載される「項番1~3」のうち必須とされた項目(最低限の要求要件)についてすべて満たす場合は74点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。加点は、加点項目について審査を行った結果を各評価者の評価結果を合計し、それを平均して加点(126点満点)を算出する。

イ 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ①「(3)ア 技術点の算出」により与えられる技術点
- ②「(2)イ 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- (4) その他

)

- ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)イ総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。
- イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。 また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入 札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、 落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。
- (5) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い 初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うことと する。
- 6 生鮮食料品価格・販売動向調査における従来の実施状況に関する状況の開示 生鮮食料品価格・販売動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示につ いては、別紙9のとおりとする。
 - (1) 従来の実施に要した経費
 - (2) 従来の実施に要した人員
 - (3) 従来の実施に要した施設及び設備
 - (4) 従来の実施における目的の達成の程度
 - (5)従来の実施方法

7 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(オ)について、農林水産省に報告するとともに、 必要に応じて農林水産省から求められた場合にも同様に報告することとする。 なお、下記以外の物件を求めること、また下記の物件を下記納品時期以外に 求めることができる。

- (7) 調査票回収・督促状況(四半期に1回)(別紙5)
- (イ) 疑義照会状況(四半期に1回)(別紙6)
- (ウ) 問い合わせ・苦情等対応状況(四半期に1回)(別紙7)
- (エ) 勤務体制表(四半期に1回)
 - ・四半期毎の業務担当者の配置実績及び勤務体制表
 - ・調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等 の体制及び保管・管理状況を報告
 - ・勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を 報告
 - ・督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- (オ) 事業報告書

平成21年調查:平成22年2月末日平成22年調查:平成23年2月末日

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告 7 (1) アについて取りまとめの上、 調査年の翌年の5月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に 報告するものとする。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、 上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると 認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又 は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件 を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話(適宜)

農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、照会状況、調査票の回収状況等、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 調査客体への電話(適宜)

民間事業者が督促を行った調査客体に対し、事後的に農林水産省から連絡 を行い、民間事業者に不適切な対応がなかったかを調査する。

ウ 不正行為の有無の確認(適宜)

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から電話を行い、不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、 上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改 善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することがで きるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、農林水産省に対して助言、協力 を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

- (7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業 務を開始しなければならない。
- (イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするとき は、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- (イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の 有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをして はならない(ただし、1(2)ウ(ス)の調査客体に対する謝礼を除く。)。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「生鮮食料品価格・販売動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が生鮮食料品価格・販売動向調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしては

ならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行って はならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業 を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部 を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ 農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託しては ならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再 委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければなら ない。
- (I) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から 必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣 伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については、民 間事業者と同様の義務を負うものとする。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他 やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじ め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除 することができる。

- (ア) 偽りその他不正な行為により落札者となったとき
- (4) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条(第11号を除

- く。) の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは 虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること が明らかになったとき
- (コ) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票 の不正記入等の不正行為が明らかになったとき
- シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

- 8 契約により民間事業者が負うべき責任
 - (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に 従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損 害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。
 - ア 農林水産省が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき 当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該 第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について農林水産省の責めに帰す べき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える 部分に限る。)について求償することができる。
 - イ 民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
 - (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
 - (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を

履行できないときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了の日までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。また、7(5)サの規定により、農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

9 実績評価

(1) 実施状況に関する調査の時期

生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況については毎年6月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、 民間事業者の実施状況を調査する。並列販売店の出現率や調査票の回収率を実績 値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

- (3) 調査項目
 - ア 調査票の回収率
 - イ 報告の遅延回数及び遅延日数
 - ウ 報告値の修正回数
 - エ 実施経費 (業務終了時点) 質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたかを確認する。
- (4) 農林水産省は必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。
- (5) 農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部 有識者の意見を聴くものとする。
- 10 その他の実施に関する必要事項
 - (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法(昭和22年法律第18号)その他関係法令を遵守するものとする。

特に統計法は第14条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと 定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

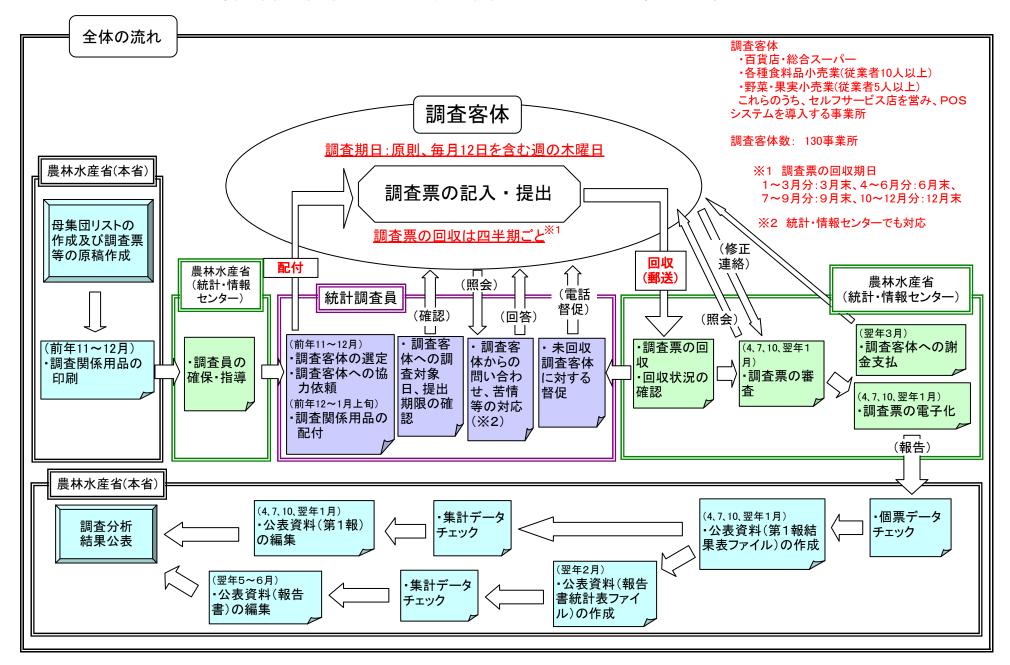
- (3) 本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなさる。
- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下

- の罰金に処されることとなる。
- ア 7 (1) アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 7 (2) による調査 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは 虚偽の答弁をした者
- イ 正当な理由なく、7(3)による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。
- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

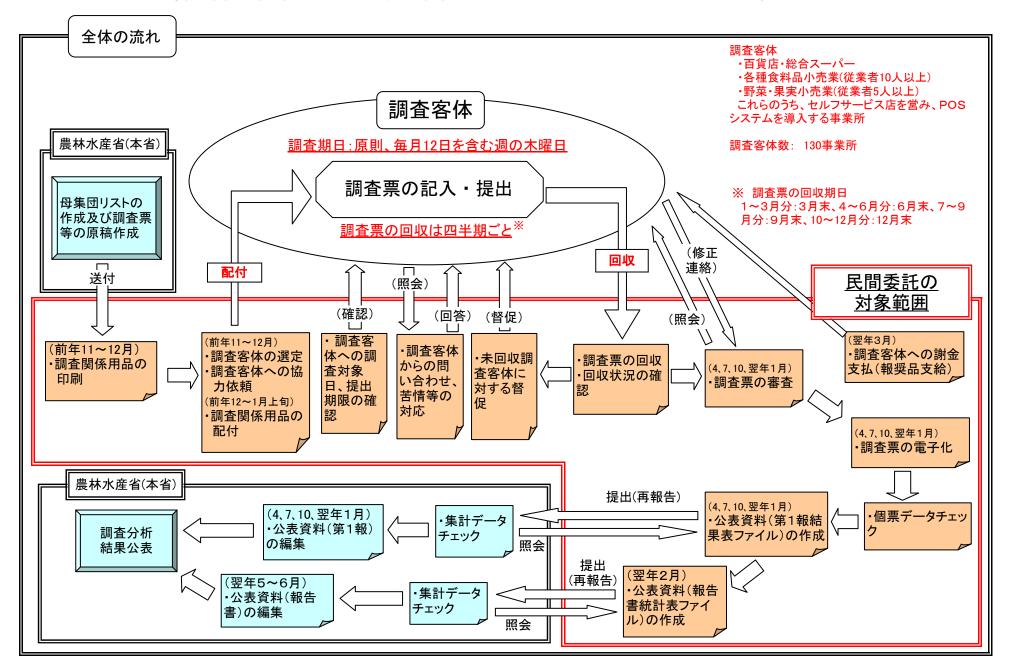
農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

- (7) 農林水産省の監督体制
 - ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、 指示その他の適切な方法によって行うものとする。
 - イ 本業務の実施状況に係る監督は、7(2)により行うこととする。

生鮮食料品価格・販売動向調査の流れ図(従来の実施方法)



生鮮食料品価格・販売動向調査の流れ図(平成21・22年の実施方法)



調査客体配付用品一覧

番号	関係用品·作成物	原稿渡し(月)	発送時期	積算内訳
1	調査のご協力のお願い	11	11~12月	積算:130(調査店舗数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
2	生鮮食料品価格·販売動向調査票	11	11~12月	積算:130(調査店舗数)×12(12か月分)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1643
3	生鮮食料品価格・販売動向調査 記入の仕方	11	11~12月	積算:130(調査店舗数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
4	送付用封筒(調査関係用品を郵送す る場合)	-	11~12月	積算:130(調査店舗数)×1(年1回)×1.05+5(農林水産 省提出分)=142
5	返信用封筒(調査票返信用)	-	11~12月	積算:130(調査店舗数)×4(四半期に1回)×1.05+5(農 林水産省提出分)=551

生鮮食料品価格・販売動向調査 調査客体リスト

都道府県	
都市	

担当者氏名:___

指	標二	ı —	ド							所 在	地等				本 店	の 彦	f 在 地 🕯		
都道 府県	市区町村	調査区	事業 所	事	業	所 名	郵便番号	住	=	所	電話番号	調査客体 代表者名 ^(注)	調査客体 電話番号	郵便番号		住	所	電話番号	備考
										- \ Li\ (

注:謝金振込先の口座名が代表者名と異なる場合、口座に記載されている名を記入する。

(秘)平成 年 生鮮食料品価格・販売動向調査 調査票回収・督促状況

都市名 No. 調査票の指標コード 督促状況 店舗名 調査対象月 備考 調査区 事業所 内容

(秘)平成 年 生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会状況

都市名]				No.	
月日	応対時刻		調査票の指標コー 調査区 事訓				ード 業所	店舗名	照会内容	回答内容	備考

(秘)平成 年 生鮮食料品価格・販売動向調査 問い合わせ・苦情等対応状況

都	市名										No.
月日	応対時刻	調	查票 查区	の	指標	<u></u> 二-	- <u>F</u>	店舗名	応対内容		備考
		調	<u> </u>		+	争弟	門	78.80	苦情等·照会内容	回答内容	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

評価項目一覧

ıî	画3	書の目が	欠			Ι	得	点配	分	П
大項	中項	小項細項	百日		評価項目	評価の観点	必須(基	加	加工	企画書項
		· 項 細項 目 一 色計画					礎点)	点	重	番号
				☆	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	7	_	_	П
1.1	1	実施計画	븨	☆	・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	-	12	4	
2	実於	拖体制				•				_
			-		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	6	1	-	
		宝施休集	<u></u>		・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか					
2.1		実施体制· 設備·環境			・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか ・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット	基本的な設備環境と財 務基盤	5	-	-	
					等)について充分な体制が用意されているか		5	_	_	
					・統計調査に精通した責任者はいるか	統計調査の知識と体制の矛軟性	_	3	1	
	\dashv				・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか	の柔軟性	<u> </u>	3	1	Н
		組織及び			・本業務従事予定者は、我が国の食料・農林水産業についての知識を有しているか ・電話による督促、問い合わせ、苦情対応等の業務を行うに当たっては、テレマーケティ	専門性 処理能力	5 -	3	1	
2.2	2	業務従事 定者の専			ング業務の実務経験者を有する者を配置することになっているか ・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する 専門の禁止ない力等がある。		-	9	3	
	ľ	性 			専門知識、ノウハウ等があるか ・ISO9001の認証を受けているか(注)	資格	_	6		1
		木業務行	大業務従事		・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(生鮮食料品価格・販売動向	□ ^製 位 研修のプログラム	5	-	_	Н
2.3	3	本来の従事 予定者の研 修		☆		研修計画	_	3	1	
				☆	・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫があるか			3	1	
. ـ ا		セキュリ・	ティ		・農林水産省の示すセキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	6	-	-	
2.4		対策			・プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証と同等以上の情報処理の手法を確立しているか	万全なセキュリティ	-	3	1	
3 1	(田) 兄	別業務の	の宝	七七	・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか ・大は		_	3	1	Ш
<u>3 1</u>		川未伤い	<u>の天</u>	: 川也	・ ・調査客体の選定、調査への協力依頼についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	6	_	Γ_	П
د ما	i	調査準備調査客体	本の	☆	・必要な要件(POSシステムの導入、並列販売等)を満たす調査客体を効果的に選定するための工夫がみられるか		-	6	2	
3.1	ŀ	選定、調 への協力 頼		☆		調査店舗の選定、調査 への協力依頼業務の質	-	9	3	
	ľ	11×1		☆	・調査客体の継続的な調査協力を得るための具体的な工夫がみられるか		-	6	2	
		調査票の			・調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	6	_	ı	ļ Ī
3.2		収及び暫	译促	☆		調査票の回収及び督促業務の質	-	12	4	
3.3	1	調査票 <i>0</i> 査	-		・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	_	ļ
	1	間い合わ		☆	・審査を迅速・的確に行うための工夫がみられるか ・問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	調査票の審査業務の質問い合わせ・苦情対応	- 6	12 _	4	Н
3.4	4	回い日本 せ・苦情 対応	等	A	・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が	の工夫、調査客体の調 査協力を得るための業	Ü	•		
	-	·····································		☆	示されているか ・調査票ファイルの作成、報告及び集計についての手順が具体的に示されているか	務の質 基本的手法	6	6	2	Н
3.5	<u>.</u> [調査票フ イルの作 成、報告	F	√		坐 中的士法	Ü	10	_	
		成、報告 び集計	ı X	¥	・調査票ファイルを正確・迅速に作成・集計するための工夫がみられるか。・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか	効率化	1	12 3	1	
•		第1報結			・第1報結果表及び報告書統計表ファイルの作成及び報告についての手順が具体的に	基本的手法	6	_	_	
3.6	. :	表及び報告書統計表ファイルの作成及び報	☆	示されているか ・第1報結果表及び報告書統計表ファイルを正確・迅速に作成・集計するための工夫が みられるか		_	9	3		
	ŀ		☆		効率化	-	3	1		
							74	126		

100 100 200

74 126 7 93 67 33

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目 実施体制、実績を評価する項目 技術点合計 必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「O点」により評価、加 点については、加点項目ごと3点満点で:0~3点の4段階により評価

従来の実施状況に関する情報の開示 (案)

1	従来の	の実施に要した	た経費		(単位:千円)						
			平成17年度	平成18年度	平成19年度						
(農	(農林水産省)										
	人件費	常勤職員	2, 607	2, 762	2, 766						
	八十頁	非常勤職員	187	338	332						
!	物件費		2, 835	2, 443	2, 443						
142	委託費(調査協力謝金)	4, 162	4, 727	4, 643						
		計	9, 791	10, 270	10, 184						

(注記事項)

- 1.業務の実施期間は、1月から12月までの1年間。
- 2. 経費については、委託範囲に該当する統計・情報センター(14か所)の数値を集計したものである。
- 3. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。
 - ○人件費(常勤職員)

平成17年度は平成17年 $1 \sim 12$ 月、平成18年度は平成18年 $1 \sim 12$ 月、平成19年度は平成19年 $1 \sim 12$ 月の数値を集計したもの。

- ① 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層のすべての統計・情報センターにおける担当職員の給与、諸手当、国家公務員共済組合負担金を合計した値に、担当職員の年間業務のうち本調査の占める業務割合を乗じ、本調査にかかる人件費を算出。
- ② 各階層のすべての統計・情報センターの人件費を合計して階層別の人件費を算出し、さらに、階層別の人件費を合計し、本調査における全国の人件費を算出。
- ③ ②で算出した階層別の人件費を、各階層のすべての統計・情報センターの客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人件費を算出。
- ④ 平成17年度及び平成18年度の人件費(常勤職員)は、平成19年度のデータを基に算出した③の1客体当たりの人件費に、平成17年度及び平成18年度の階層別の客体数を乗じて階層別の人件費を推計し、それらを合計して全国の人件費を算出。

○人件費(非常勤職員)

平成17年度は、調査員手当単価17,000円に全国の調査員数を乗じて算出。 平成18年度及び平成19年度は、調査員手当の固定額(調査の準備等に対する報酬として支給)単価1,700円に全国の調査員数を乗じたものと、調査員手当の変動額(受持客体数に応じて支給)単価2,400円に全国の客体数を乗じたものを合計して算出。

○物件費

印刷製本費(調査票等関係書類)、通信運搬費(郵送料)、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費(電話料)、自動車関係費、借料(パソコン等)、保守料

※物件費のなかで、本業務に要した経費が特定できないもの(印刷製本費及び 通信運搬費以外)のものについては、下記のとおりの方法により算出してい る。

① 各経費を積み上げたものを、農林水産省統計部で調査をしている全調査客 体数で除し、1客体当たり物件費を算出する。

- ② 本業務の客体数に、①で算出した1客体当たり物件費を乗じ物件費(本業務に要した経費が特定できないもの)を算出 なお、19年度については、18年度の1客体当たり物件費で算出
- ○委託費

調査協力謝金を計上した。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

= C +++ - - - - - - - - - - -	727 130		(1 🖾 •) •)
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
常勤職員	0. 349	0. 349	0.349
非常勤職員	0. 262	0. 357	0.357

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 統計調査、生鮮食料品に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象店舗、業界に関する予備知識が必要。
- 生鮮食料品価格・販売動向調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督 促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 12月~1月、3月~4月、6月~7月、9月~10月にかけて、調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体への督促等、業務の繁忙期にあたる。
- 月毎の人員配置について

常勤職員、非常勤職員ともに、月毎に配置状況は変わらない。ただし、常勤職員は、複数の業務を兼ねているので、業務の繁忙期には、その業務に係る割合が高まる。

(注記事項)

- 1. 委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤職員及び非常勤職員(生鮮食料品価格・販売動向調査員数)の人数を記載。
- 2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算定。
- 3. 具体的には、業務に従事した日 (時間) 数を年間の営業日 (時間) 数で除し、人員を算出。
- 4. 人員については、委託範囲に該当する統計・情報センター(14か所)の数値 を集計したものである。

3 従来の実施に要した施設及び設備

【統計・情報センター】

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、LAN、書庫、机・いす

○施設

各庁舎の一角

(注記事項)

- 1. 施設及び設備について、各統計・情報センターで使用している設備にあまり 差異はないため、代表例として示している。
- 2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、電話、FAX, コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
- 3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成1	7年度	平成1	8年度	平成19年度		
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	
生鮮食料品価格・販売動向調査	100%	69%	100%	77%	100%	82%	

(注記事項)

1 回収率の算定根拠 回収率(年間)は、以下により算出したものである。

①平成17年度(回収率69%)

調査対象数: (130店×12ヶ月=1,560) 店、回収数: (1,073) 店

②平成18年度(回収率77%)

調査対象数: (1,560) 店、回収数: (1,204) 店

③平成19年度(回収率82%)

調査対象数: (1,560) 店、回収数: (1,274) 店

5 従来の実施方法

従来の実施方法 (業務フロー図等)

別紙1参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 地方統計組織との連絡を密にし、全国会議や地方会議において情報交換や意見 交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査客体の選定替えについては、調査員が国から貸与される都市別母集団名簿を用いて新規客体を選定している。都市別母集団名簿には、POSシステム導入の有無、並列販売状況については記載されていないので、調査員は事前にこの点を確認した上で、協力依頼を行う。

また、調査客体の選定に当たっては、通年(1月~12月)で並列販売が多い調査客体を選定することが望ましい。なお、19年調査の実績値に基づく各販売区分ごとの並列販売の出現率は、有機栽培品28%、特別栽培品46%、輸入品78%である。

注:販売区分別の並列販売出現率=当該販売区分(有機栽培品、特別栽培品及び輸入品)の並列販売店舗の年間延べ数:販売店舗の年間延べ数×100

○ 調査票の回収から公表までの期間が短いため、調査結果を正確かつ迅速に集計 することが重要である。

(従来より集計作業を効率化するため、マクロファイルを活用している。)

(注記事項)

1. 調査客体の継続率について

19年1-3月調査と18年1-3月調査の比較による調査客体の継続率は、74.6%(全130客体中97客体が継続)となっている。

なお、17年調査以前は調査対象都市数(7都市)が現行(15都市)と異なり、 各都市別の調査客体数も大幅に変動したため、継続率の比較は困難である。

2. 月別の回収率について

19年調査の調査票月別回収率は、下表のとおりとなっている。なお、年間の回収店舗総数1,274店中、督促による回収店舗数は85店舗(うち督促1回-54店舗、督促2回-31店舗)である。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
回収率(%)	80.8	80.8	80.0	83.8	83.1	80.8	84.6	83.1	80.8	85.4	77.7	79.2	~

3. 調査客体からの照会件数について 19年調査における調査客体からの照会件数は14件となっている。

4. 調査客体への疑義照会について

19年調査の年間回収店舗数1,274店舗中、519店舗(41%)の店舗に疑義照会を行った。

5. 調査客体への謝金支払

調査客体に支払う謝金については、原則として調査票の記入を行う調査協力者に対し、口座振込により支給している。謝金の支給金額は、年額(27,000円)を調査票を回収した月数割合に応じて支払っている。また、1名の調査協力者が複数の調査店舗を担当していることがあるが、この場合は複数の調査客体分の謝金の合計金額を支給している。